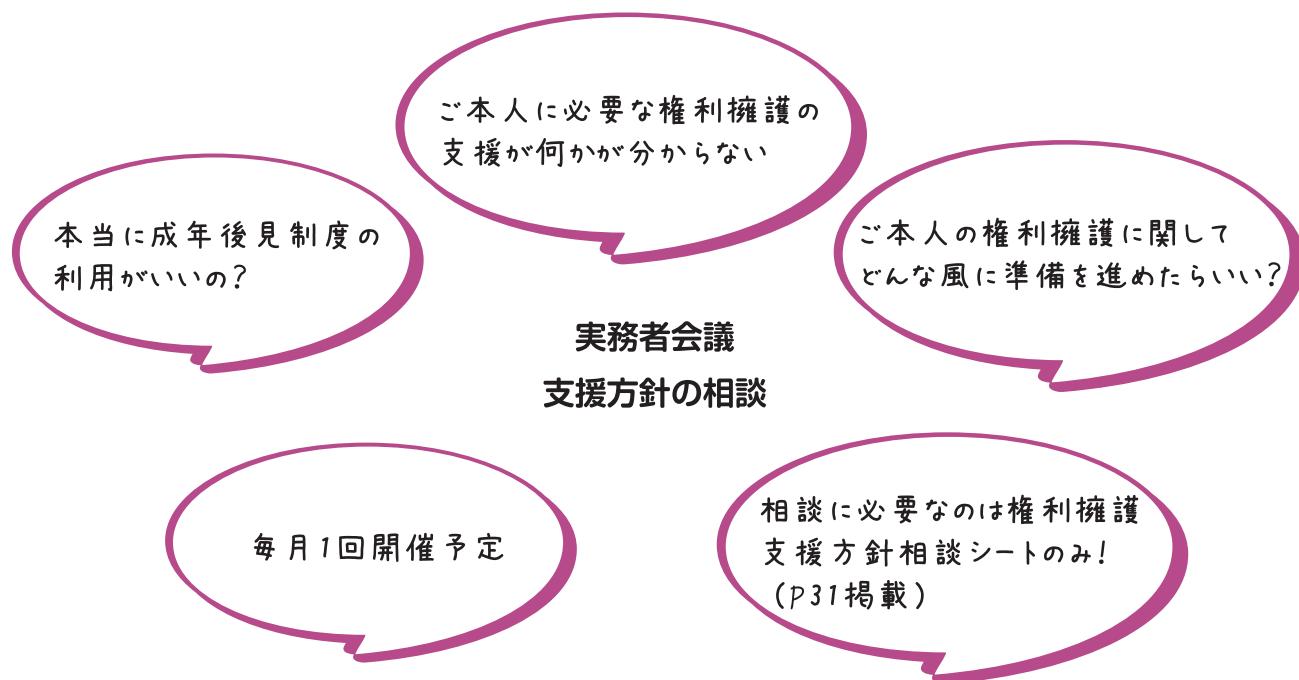


実務者会議の活用 ①

～権利擁護に関わる支援方針の相談をしたい～

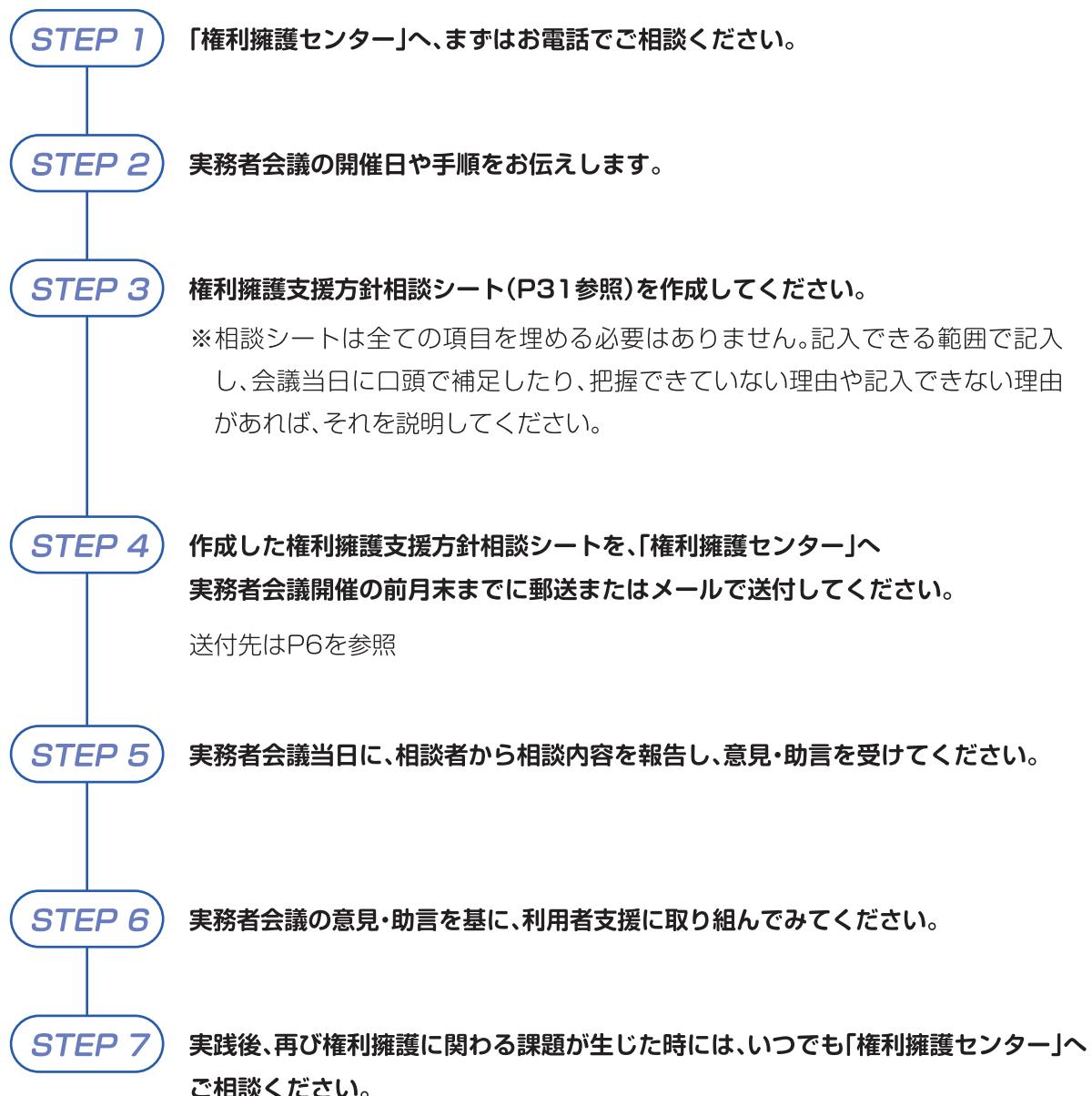
ご本人の権利擁護に関して、どの様な課題が生じているのか、支援者としてどの様なことで困っているのかといったことを、権利擁護支援連携協議会実務者会議に相談することができます。実務者会議では、相談者の抱える悩みに対して、今後どの様な手順でご本人の権利擁護支援に取り組んで行けば良いか、どの様な点をポイントにして、ご本人の状態を確認していくべきか、といった意見・助言を行なながら、ご本人の権利擁護と支援者をサポートします。



実務者会議は、権利擁護支援方針の検討や成年後見制度の必要性の確認、後見人等候補者についての検討、後見人等に必要な支援等についての検討を行い、ご本人にとってどの様な権利擁護支援が適切なのか意見・助言を行う会議です。

委員は学識経験者、医師、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、高齢者あんしん相談センター、障害者基幹相談支援センター、その他、行政の担当部署の職員で構成されており、専門的な見地から意見・助言を受けられます。

権利擁護に関する支援方針の相談をしたいと思ったら



実務者会議開催日

原則 毎月第3火曜日午後から開催予定
会議室は都度変わるため確認をしてください。

実務者会議で相談を行う時の注意

① 権利擁護の支援が必要なご本人とは、必ず事前に面談を行い、ご本人の状態を把握しておいてください。その際、権利擁護支援方針相談シートにあるご本人の意向・希望、選好・価値観などを把握できる範囲で確認してください。

親族等から、ご本人について相談を受けた支援方針について、実務者会議の意見・助言を受け、その結果を、親族等に伝えることも可能です。ただし、そのような場合でも、親族等の意向と、ご本人の意向等が一致するとは限らないため、実務者会議開催の前に必ずご本人との面談を行ってください。

② 本人の判断能力について、主治医等から類型の診立ての確認ができる場合は、およそその類型を尋ねてみてください。この段階では診断書を取得する必要はありません。あくまでも、口頭で確認していただく程度で問題ありませんし、確認することが困難であれば無理に確認する必要はありません。



地域福祉権利擁護事業、成年後見制度とは？

知っておきたいポイント

地域福祉権利擁護事業

成年後見制度と併せて利用の検討をされることが多い、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）とは、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の権利擁護を図り、これらの人々が安心して自立した地域生活を送ることができるよう福祉サービスの利用援助を基本とし、ご要望に応じて日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービス等を行います。

地域福祉権利擁護事業は、ご本人との契約に基づき実施されるため、本事業の契約内容に関して理解・判断できる能力をご本人が有していることが必要となります。

こんな意思能力が必要です 1

コミュニケーション能力があること

こんな意思能力が必要です 2

提供された情報を理解できること

こんな意思能力が必要です 3

助言があれば合理的な意思を形成できること

こんな意思能力が必要です 4

形成された意思を一定期間持続できること

こんな意思能力が必要です 5

社会福祉協議会等に対して、必要な時に「NO」と言えること

※ご本人との会話の中で、判定基準に則り契約能力を判断します。基準に達していない場合は利用できません。

サービス利用にあたっては、認知症と診断されていることや愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。

援助内容は、福祉サービスの利用に関する相談や助言、情報提供等を基本に、日常生活に必要な事務手続きの援助とそれに付随する日常生活費の管理となります。

地域福祉権利擁護事業は、在宅で生活をしている方が利用の対象となるため、入院・入所中の方は対象外です。また、成年後見制度利用までの繋ぎの利用は出来ません。

地域福祉権利擁護事業利用のご相談は、「権利擁護センター」へ(TEL 03-3812-3156)

成年後見制度

成年後見制度とは、判断能力が低下した高齢者、知的障害者、精神障害者等の方の財産管理や契約を補助したり、代理する人(後見人等)を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。成年後見制度は、ご本人の判断能力が低下している状態で利用する法定後見制度と、ご本人の判断能力が十分ある状態の時に準備する任意後見制度があります。

法定後見制度

- ① ご本人の判断能力によって類型は3種類(補助・保佐・後見)あります。
- ② 申立人になれる人は限定されています。(本人、配偶者、4親等内の親族など)
- ③ 申し立てにかかる費用は、申立人が負担します。
- ④ 後見人等候補者は誰でもなれますか、後見人等は家庭裁判所が最終的に選任します。希望が通らないこともあります。
- ⑤ 後見人等選任のための申立書類を家庭裁判所に提出し、審判後2週間は抗告期間があるので、すぐに後見人等が後見業務をできるわけではありません。
- ⑥ 申立手続は、ご本人の判断能力が回復するなど、後見の必要性が無くならない限り、申し立ての取り下げができません。
- ⑦ 事実行為、医療同意などは後見人等の職務ではありません。保証人などにもなれません。
- ⑧ 資産状況によって申立費用助成・報酬助成を受けられる場合があります。

※申立費用助成・報酬助成についてはP26

任意後見制度

- ① 任意後見契約は公証役場で公正証書による任意後見契約を結ぶ必要があります。契約内容は法務局に登記されます。
- ② 登記されただけでは、任意後見人として活動が開始される訳ではありません。ご本人の判断能力が低下したときに、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てを行い、監督人が選ばれてはじめて契約内容が発効します。
- ③ 任意後見契約を結んだ後も、ご本人の判断能力の低下を把握し、家庭裁判所に申立てができるようにしておかなければなりません。
- ④ 任意後見監督人選任の申立てができる人は、ご本人、配偶者、4親等内親族、任意後見受任者です。

法定後見制度を利用するには…

申立人を誰にするか決める

申立人になれる人は限られています。日頃ご本人と関わる中で、申立人となってくれるような親族がいるかどうか把握しておくことはとても重要なことです。

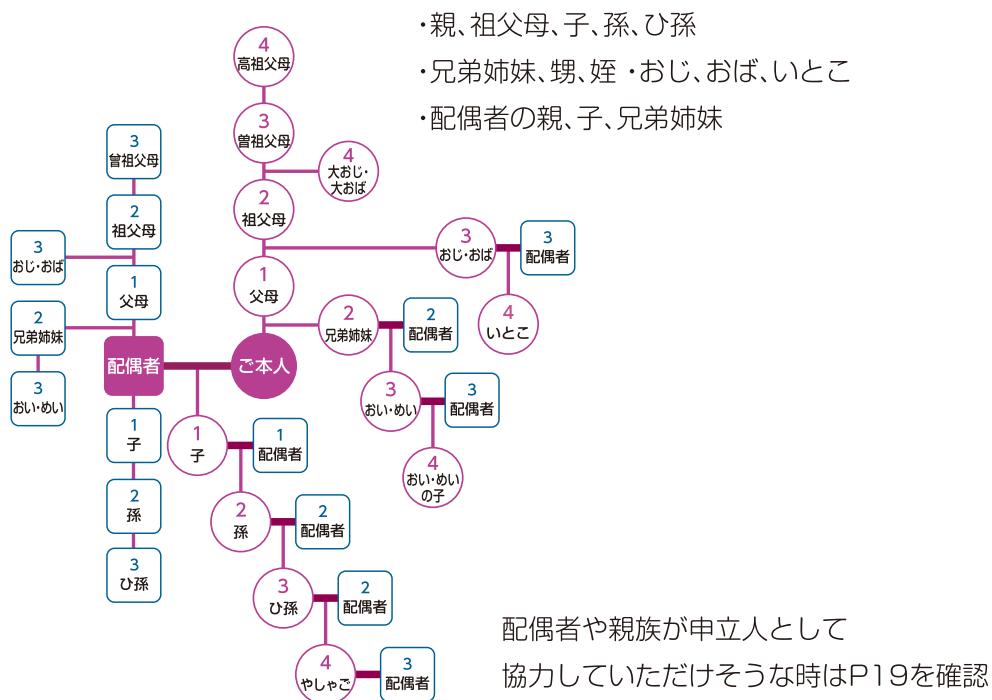
また、ご本人が申立てを拒否している場合でも、何らかの権利擁護支援が必要なのではないかと不安に感じている時は、「実務者会議」に相談をしてください。成年後見制度だけではなく、権利擁護の視点でどの様な支援が適当か検討を行います。

申立てができるのは、本人、配偶者、4親等内の親族、区長等です。

ご本人 ▶補助レベル、保佐レベルであれば支援を受けながら本人申立ても可能です。

協力してくれる親族がない、親族はいても、協力してくれるか分からない、といった状況にあるようであれば、ご本人の判断能力があるうちに、自分で、自分のための申立て書類の準備をすることを考えてもらえるように取り組んでみましょう。ご本人がその気になったら、「権利擁護センター」へご連絡ください。

配偶者・4親等内の親族 ▶ご本人から見て、次の方たちが4親等内の主な親族に当たります。



区長 ▶ご本人が申し立てすることができず、親族の協力も得られない場合には、区長申し立てを検討していくことが必要になります。

成年後見制度の「区長申立て」ってどんな申立て？

ご本人の権利と財産を守る必要と緊急性があり、成年後見制度の申立てが必要な状況にあるにも関わらず、ご本人が申し立てすることができず、親族の協力も得られない場合には、区長申立てを検討することになります。

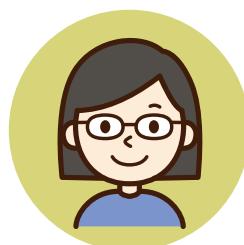
区長は、認知症高齢者又は知的障害者、精神障害者について、その「福祉を図るために特に必要があると認めるとき」は、法定後見開始の申し立てをすることができます。

- ・老人福祉法第32条
- ・知的障害者福祉法第28条
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2

条文では、「できる」となっているため、原則「権限」ではありますが、例えば虐待等があり、区長が速やかに申立てを行わなかったことにより、ご本人の権利が侵害されていくようなときには、申立てが「義務」となりうる場合もあります。

- ・高齢者虐待防止法第28条
- ・障害者虐待防止法第44条

虐待等がある場合は、区相談窓口にご相談ください。その他、支援に迷う場合などについては、「権利擁護センター」にご連絡ください。実務者会議での相談につなげるなど、必要な支援について一緒に考えます。



後見人等候補者を誰にするか考える

後見人等になるための資格などはありませんが、後見人等を選任するのは家庭裁判所です。希望した後見人等候補者が選任されるかどうかは審判がおりるまで分かりません。配偶者や親族が後見人等となることを希望しているけれど、後見業務ができるのか支援者として不安を感じる時は「権利擁護センター」へご連絡ください。「実務者会議」での相談に繋げ、親族が後見人等となった時に必要な支援について一緒に考えます。

後見人の仕事は…

後見人の仕事 ① ▶ ご本人に代わって金銭管理を行う

家族とご本人の財産をきっちり分けて財産管理を行うことが必要です。

後見人の仕事 ② ▶ 身上保護

例えば、ご本人にとって、適切な福祉サービスの利用はどの様なことかを考え、利用契約を結んだり、きちんとサービスが提供されているか確認するといったことを行う必要があります。

後見人の仕事 ③ ▶ 家庭裁判所への年1回の報告

家庭裁判所は特に連絡をしてきませんが、予め定められた時期に必要な書類を作成し、遅滞なく提出することが必要です。

親族が後見人等候補者になることを拒んでいたり、後見人等候補者の心当たりがない場合なども、「実務者会議」に相談することで、第三者後見人等候補者として、ご本人に適しているのはどの様な専門職なのかといったことを検討してもらい、アドバイス受けることができます。



コラム

配偶者や親族の協力が得られるときには、どのようなお願いをすればいいの？

成年後見制度を利用するにあたっては、配偶者や親族の協力が得られると、申立てなどの手続きがスムーズに進んだり、ご本人の意向を汲み取りやすいということがあります。配偶者や親族と、ご本人との関係性をみながら、協力がどの程度得られるのかを見極め、以下のようなお願いをしていきます。

協力ポイント① 申立人になってもらう

ご本人との関係性が良く、ご本人の置かれている状況改善のために協力が得られるようであれば、申立人となつてもらうことについて検討してもらいましょう。申立人は、申立書類の作成をすることになります。申立書類の作成は「権利擁護センター」が支援を行っています。申し立てに必要な書類は、東京家庭裁判所のホームページ(後見サイト)からダウンロードできる他、「権利擁護センター」にも用意しています。

協力ポイント② 後見人等候補者になってもらう

配偶者や親族が協力的で、今後ご本人の支援を継続して行えるような、体力、事務能力、定期的にご本人のところに行くための時間の確保ができるのであれば、後見人等候補者として協力することが可能かどうか検討してもらいましょう。【後見人等の仕事はP18を確認】



協力ポイント③ 医療同意やご本人死亡時の対応の協力をお願いする

配偶者や親族でない第三者が後見人等を受任した場合、後見人等として出来ないことがあります。例えば、ご本人が体調不良等で入院した際、後見人等として入院手続きは出来ても、医療に関わる決定や同意は後見人の業務には含まれていません。

ご本人の死亡時も、第三者後見人等の出来ることは限られています。日常的な場面で、配偶者や親族が前面に出てご本人を支援することが困難であっても、医療同意やご本人死亡時の対応について協力をしていただけすることもあります。その際は、連絡先(住所や電話番号、メールアドレス等)を後見人等に伝えることについて了承を貰ったり、後見人等と顔合わせの機会を作るなどして、いざという時に親族として協力してもらえるよう関係性を築くようにしましょう。役割分担することで、ご本人への支援がスムーズになることもあります。



「権利擁護センター」では親族後見人等を対象とした支援に取り組んでいます。

親族後見人が、後見業務で悩んでいる時には、「権利擁護センター」をご案内ください。

また、ご本人の後見人等を親族が行っているような場合で、適切な身上保護に繋がっていないのではないかと感じたり、福祉サービス利用料の支払い等をはじめとした金銭管理に不安を感じる等、関係機関が困った時にも、「権利擁護センター」へご相談ください。